

障害者自立支援給付審査支払等システムに係るQ&Aについて

No	区分	質問	回答	備考
1	令和6年度報酬改定等	令和6年4月以降、事業所情報のインターフェースが変更されるが、異動年月日の年月が令和6年3月以前の異動／訂正連絡票情報についても、令和6年4月以降の新インターフェースで提出するのか。	お見込みのとおり。 異動年月日の年月が令和6年3月以前の異動／訂正連絡票情報も含め、令和6年4月以降は新インターフェースで提出することとなる。	令和6年3月21日開催 合同担当者説明会
2	令和6年度報酬改定等	令和6年4月以降、サービス提供実績記録票情報のインターフェースが変更されるが、サービス提供年月が令和6年3月以前のサービス提供実績記録票情報についても、令和6年4月以降の新インターフェースで提出するのか。	お見込みのとおり。 令和6年3月サービス提供分以前の請求も含め、令和6年4月以降（障害審査支払等システムにおける令和6年5月受付分以降）は新インターフェースで提出することとなる。	令和6年3月21日開催 合同担当者説明会
3	令和6年度報酬改定等	令和6年4月以降、共同生活援助において、インターフェース仕様書（都道府県編）の事業所異動連絡票情報（サービス情報）等の項目「人員配置区分」の設定値に、基本報酬上にならないコード値（03:旧Ⅰ型(4:1以上)～12:旧日中支援Ⅱ型(4:1以上)）が存在するが、取扱い如何か。	介護サービス包括型事業所、日中サービス支援型事業所において、人員配置区分の設定が不要になることから、異動情報の提出を省略しても問題ない。ただし新たに届け出を行う場合には、算定する基本報酬に応じた区分で異動情報を提出すること。 また、外部サービス利用型事業所においては、人員配置区分が「01:6:1以上」「02:10:1以上」のいずれかになることから、算定する基本報酬に応じた区分で異動情報を提出すること。ただし、「03:旧Ⅰ型(4:1以上)」「04:旧Ⅱ型(5:1以上)」から、「01:6:1以上」となる場合には介護サービス包括型事業所、日中サービス支援型事業所と同様の取扱いとして差し支えない。	令和6年3月21日開催 合同担当者説明会
4	令和6年度報酬改定等	インターフェース仕様書（都道府県編）の事業所異動連絡票情報（サービス情報）等の「指定管理者制度適用区分」について、これまで提出していなかったところだが、令和6年度報酬改定において重度障害者等包括支援が対象サービスに追加されたことから、異動年月日の年月が令和6年4月以降の場合、「指定管理者制度適用区分」の届出を行う認識で良いか。	お見込みのとおり。 重度障害者等包括支援においても、生活介護等他のサービスと同様に異動情報を障害審査支払等システムで管理できるようにしたことから、異動情報として提出いただきたい。	令和6年3月21日開催 合同担当者説明会

障害者自立支援給付審査支払等システムに係るQ&Aについて

No	区分	質問	回答	備考
5	令和6年度報酬改定等	<p>児童発達支援の基本報酬について、以下事務連絡にて算定する報酬について示されているが、令和6年度報酬改定にて児童発達支援センターの一元化や基本報酬が見直しされたことに伴い、インタフェース仕様書(都道府県編)の障害児施設異動連絡票情報(サービス情報)等における「施設等の区分」、「経過措置区分」、「障害児施設区分」及び「未就学児等支援区分」や受給者の支給決定により、算定する報酬はどのようなになるのか。</p> <p>【平成30年5月2日付事務連絡】 ・障害者自立支援給付支払等システムに係るQAの送付について No18</p>	<p>「施設等の区分」、「経過措置区分」、「障害児施設区分」及び「未就学児等支援区分」や受給者の支給決定により、算定する報酬については、別添1のとおりである。</p>	新規
6	令和6年度報酬改定等	<p>放課後等デイサービスの基本報酬について、以下事務連絡にて算定する報酬について示されているが、令和6年度報酬改定にて基本報酬が見直しされたことに伴い、インタフェース仕様書(都道府県編)の障害児施設異動連絡票情報(サービス情報)等における「障害児施設区分」及び「障害児状態等区分」や受給者の支給決定により、算定する報酬はどのようなになるのか。</p> <p>【平成30年5月2日付事務連絡】 ・障害者自立支援給付支払等システムに係るQAの送付について No19</p>	<p>「障害児施設区分」及び「障害児状態等区分」や受給者の支給決定により、算定する報酬については、別添2のとおりである。</p>	新規

【別添1】児童発達支援における基本報酬の整理について

項番	事業所の体制			受給者の支給決定内容	算定する基本報酬（令和6年度報酬改定以降）	
	施設等区分	経過措置対象区分	主たる障害種別 未就学児等支援区分			
1	児童発達支援センター	非該当	主として重症心身障害児以外を受け入れる事業所、 主として重症心身障害児を受け入れる事業所	非該当、Ⅰ、Ⅱ	611000：児童発達支援基本決定 612000：児童発達支援基本決定（難聴児） 613000：児童発達支援基本決定（重症心身障害児）	・イ（4）(1)から(3)以外の場合
2					614000：児童発達支援基本決定（医療的ケア児Ⅰ） 617000：児童発達支援基本決定（難聴児（医ケアⅠ）） 61A000：児童発達支援基本決定（重症心身障害児（医ケアⅠ））	・イ（3）医療的ケア児（3点以上）の場合 ・イ（4）(1)から(3)以外の場合
3					615000：児童発達支援基本決定（医療的ケア児Ⅱ） 618000：児童発達支援基本決定（難聴児（医ケアⅡ）） 61B000：児童発達支援基本決定（重症心身障害児（医ケアⅡ））	・イ（2）医療的ケア児（16点以上）の場合 ・イ（3）医療的ケア児（3点以上）の場合 ・イ（4）(1)から(3)以外の場合
4					616000：児童発達支援基本決定（医療的ケア児Ⅲ） 619000：児童発達支援基本決定（難聴児（医ケアⅢ）） 61C000：児童発達支援基本決定（重症心身障害児（医ケアⅢ））	・イ（1）医療的ケア児（32点以上）の場合 ・イ（2）医療的ケア児（16点以上）の場合 ・イ（3）医療的ケア児（3点以上）の場合 ・イ（4）(1)から(3)以外の場合
5	該当	該当	主として重症心身障害児以外を受け入れる事業所	非該当、Ⅰ、Ⅱ	611000：児童発達支援基本決定	・イ（4）(1)から(3)以外の場合
6					612000：児童発達支援基本決定（難聴児）	・イ（4）(1)から(3)以外の場合
7					613000：児童発達支援基本決定（重症心身障害児）	・イ（4）(1)から(3)以外の場合
8					614000：児童発達支援基本決定（医療的ケア児Ⅰ）	・イ（3）医療的ケア児（3点以上）の場合 ・イ（4）(1)から(3)以外の場合
9					615000：児童発達支援基本決定（医療的ケア児Ⅱ）	・イ（2）医療的ケア児（16点以上）の場合 ・イ（3）医療的ケア児（3点以上）の場合 ・イ（4）(1)から(3)以外の場合
10					616000：児童発達支援基本決定（医療的ケア児Ⅲ）	・イ（1）医療的ケア児（32点以上）の場合 ・イ（2）医療的ケア児（16点以上）の場合 ・イ（3）医療的ケア児（3点以上）の場合 ・イ（4）(1)から(3)以外の場合
11					617000：児童発達支援基本決定（難聴児（医ケアⅠ））	・イ（3）医療的ケア児（3点以上）の場合 ・イ（4）(1)から(3)以外の場合
12					618000：児童発達支援基本決定（難聴児（医ケアⅡ））	・イ（2）医療的ケア児（16点以上）の場合 ・イ（3）医療的ケア児（3点以上）の場合 ・イ（4）(1)から(3)以外の場合
13					619000：児童発達支援基本決定（難聴児（医ケアⅢ））	・イ（1）医療的ケア児（32点以上）の場合 ・イ（2）医療的ケア児（16点以上）の場合 ・イ（3）医療的ケア児（3点以上）の場合 ・イ（4）(1)から(3)以外の場合
14					61A000：児童発達支援基本決定（重症心身障害児（医ケアⅠ））	・イ（3）医療的ケア児（3点以上）の場合 ・イ（4）(1)から(3)以外の場合
15					61B000：児童発達支援基本決定（重症心身障害児（医ケアⅡ））	・イ（2）医療的ケア児（16点以上）の場合 ・イ（3）医療的ケア児（3点以上）の場合 ・イ（4）(1)から(3)以外の場合
16					61C000：児童発達支援基本決定（重症心身障害児（医ケアⅢ））	・イ（1）医療的ケア児（32点以上）の場合 ・イ（2）医療的ケア児（16点以上）の場合 ・イ（3）医療的ケア児（3点以上）の場合 ・イ（4）(1)から(3)以外の場合
17					該当	該当
18	612000：児童発達支援基本決定（難聴児）	【（旧）主として難聴児経過的児童発達支援給付費】 難聴児の場合 ・（4）(1)から(3)以外の場合				
19	613000：児童発達支援基本決定（重症心身障害児）	・イ（4）(1)から(3)以外の場合				
20	614000：児童発達支援基本決定（医療的ケア児Ⅰ）	・イ（3）医療的ケア児（3点以上）の場合 ・イ（4）(1)から(3)以外の場合				
21	615000：児童発達支援基本決定（医療的ケア児Ⅱ）	・イ（2）医療的ケア児（16点以上）の場合 ・イ（3）医療的ケア児（3点以上）の場合 ・イ（4）(1)から(3)以外の場合				
22	616000：児童発達支援基本決定（医療的ケア児Ⅲ）	・イ（1）医療的ケア児（32点以上）の場合 ・イ（2）医療的ケア児（16点以上）の場合 ・イ（3）医療的ケア児（3点以上）の場合 ・イ（4）(1)から(3)以外の場合				
23	617000：児童発達支援基本決定（難聴児（医ケアⅠ））	【（旧）主として難聴児経過的児童発達支援給付費】 難聴児の場合 ・（3）医療的ケア児（3点以上）の場合 ・（4）(1)から(3)以外の場合				

項番	事業所の体制				受給者の支給決定内容	算定する基本報酬（令和6年度報酬改定以降）
	施設等区分	経過措置対象区分	主たる障害種別	未就学児等支援区分		
24					618000：児童発達支援基本決定（難聴児（医ケアⅡ））	【（旧）主として難聴児経過的児童発達支援給付費】 難聴児の場合 ・（2）医療的ケア児（16点以上）の場合 ・（3）医療的ケア児（3点以上）の場合 ・（4）（1）から（3）以外の場合
25					619000：児童発達支援基本決定（難聴児（医ケアⅢ））	【（旧）主として難聴児経過的児童発達支援給付費】 難聴児の場合 ・（1）医療的ケア児（32点以上）の場合 ・（2）医療的ケア児（16点以上）の場合 ・（3）医療的ケア児（3点以上）の場合 ・（4）（1）から（3）以外の場合
26					61A000：児童発達支援基本決定（重症心身障害児（医ケアⅠ））	・イ（3）医療的ケア児（3点以上）の場合 ・イ（4）（1）から（3）以外の場合
27					61B000：児童発達支援基本決定（重症心身障害児（医ケアⅡ））	・イ（2）医療的ケア児（16点以上）の場合 ・イ（3）医療的ケア児（3点以上）の場合 ・イ（4）（1）から（3）以外の場合
28					61C000：児童発達支援基本決定（重症心身障害児（医ケアⅢ））	・イ（1）医療的ケア児（32点以上）の場合 ・イ（2）医療的ケア児（16点以上）の場合 ・イ（3）医療的ケア児（3点以上）の場合 ・イ（4）（1）から（3）以外の場合
29		該当	主として重症心身障害児を受け入れる事業所	非該当、Ⅰ、Ⅱ	611000：児童発達支援基本決定	・イ（4）（1）から（3）以外の場合
30					612000：児童発達支援基本決定（難聴児）	・イ（4）（1）から（3）以外の場合
31					613000：児童発達支援基本決定（重症心身障害児）	【（旧）主として重症心身障害児経過的児童発達支援給付費】 重症心身障害児の場合
32					614000：児童発達支援基本決定（医療的ケア児Ⅰ）	・イ（3）医療的ケア児（3点以上）の場合 ・イ（4）（1）から（3）以外の場合
33					615000：児童発達支援基本決定（医療的ケア児Ⅱ）	・イ（2）医療的ケア児（16点以上）の場合 ・イ（3）医療的ケア児（3点以上）の場合 ・イ（4）（1）から（3）以外の場合
34					616000：児童発達支援基本決定（医療的ケア児Ⅲ）	・イ（1）医療的ケア児（32点以上）の場合 ・イ（2）医療的ケア児（16点以上）の場合 ・イ（3）医療的ケア児（3点以上）の場合 ・イ（4）（1）から（3）以外の場合
35					617000：児童発達支援基本決定（難聴児（医ケアⅠ））	・イ（3）医療的ケア児（3点以上）の場合 ・イ（4）（1）から（3）以外の場合
36					618000：児童発達支援基本決定（難聴児（医ケアⅡ））	・イ（2）医療的ケア児（16点以上）の場合 ・イ（3）医療的ケア児（3点以上）の場合 ・イ（4）（1）から（3）以外の場合
37					619000：児童発達支援基本決定（難聴児（医ケアⅢ））	・イ（1）医療的ケア児（32点以上）の場合 ・イ（2）医療的ケア児（16点以上）の場合 ・イ（3）医療的ケア児（3点以上）の場合 ・イ（4）（1）から（3）以外の場合
38					61A000：児童発達支援基本決定（重症心身障害児（医ケアⅠ））	【（旧）主として重症心身障害児経過的児童発達支援給付費】 重症心身障害児の場合
39					61B000：児童発達支援基本決定（重症心身障害児（医ケアⅡ））	【（旧）主として重症心身障害児経過的児童発達支援給付費】 重症心身障害児の場合
40					61C000：児童発達支援基本決定（重症心身障害児（医ケアⅢ））	【（旧）主として重症心身障害児経過的児童発達支援給付費】 重症心身障害児の場合
41	児童発達支援センター以外	非該当、該当	主として重症心身障害児以外を受け入れる事業所	非該当	611000：児童発達支援基本決定 612000：児童発達支援基本決定（難聴児） 613000：児童発達支援基本決定（重症心身障害児） 614000：児童発達支援基本決定（医療的ケア児Ⅰ） 615000：児童発達支援基本決定（医療的ケア児Ⅱ） 616000：児童発達支援基本決定（医療的ケア児Ⅲ） 617000：児童発達支援基本決定（難聴児（医ケアⅠ）） 618000：児童発達支援基本決定（難聴児（医ケアⅡ）） 619000：児童発達支援基本決定（難聴児（医ケアⅢ）） 61A000：児童発達支援基本決定（重症心身障害児（医ケアⅠ）） 61B000：児童発達支援基本決定（重症心身障害児（医ケアⅡ）） 61C000：児童発達支援基本決定（重症心身障害児（医ケアⅢ））	算定不可
42				Ⅰ	611000：児童発達支援基本決定	障害児（重症心身障害児を除く）の場合 ・ロ（1）（四）（一）から（三）以外の場合
43					612000：児童発達支援基本決定（難聴児）	障害児（重症心身障害児を除く）の場合 ・ロ（1）（四）（一）から（三）以外の場合
44					613000：児童発達支援基本決定（重症心身障害児）	障害児（重症心身障害児を除く）の場合 ・ロ（1）（四）（一）から（三）以外の場合
45					614000：児童発達支援基本決定（医療的ケア児Ⅰ）	障害児（重症心身障害児を除く）の場合 ・ロ（1）（三）医療的ケア児（3点以上）の場合 ・ロ（1）（四）（一）から（三）以外の場合

項番	事業所の体制				受給者の支給決定内容	算定する基本報酬（令和6年度報酬改定以降）
	施設等区分	経過措置対象区分	主たる障害種別	未就学児等支援区分		
70					615000：児童発達支援基本決定（医療的ケアⅡ）	障害児（重症心身障害児を除く）の場合 ・ロ（1）（二）医療的ケア児（16点以上）の場合 ・ロ（1）（三）医療的ケア児（3点以上）の場合 ・ロ（1）（四）（一）から（三）以外の場合
71					616000：児童発達支援基本決定（医療的ケアⅢ）	障害児（重症心身障害児を除く）の場合 ・ロ（1）（一）医療的ケア児（32点以上）の場合 ・ロ（1）（二）医療的ケア児（16点以上）の場合 ・ロ（1）（三）医療的ケア児（3点以上）の場合 ・ロ（1）（四）（一）から（三）以外の場合
72					617000：児童発達支援基本決定（難聴児（医ケアⅠ））	障害児（重症心身障害児を除く）の場合 ・ロ（1）（三）医療的ケア児（3点以上）の場合 ・ロ（1）（四）（一）から（三）以外の場合
73					618000：児童発達支援基本決定（難聴児（医ケアⅡ））	障害児（重症心身障害児を除く）の場合 ・ロ（1）（二）医療的ケア児（16点以上）の場合 ・ロ（1）（三）医療的ケア児（3点以上）の場合 ・ロ（1）（四）（一）から（三）以外の場合
74					619000：児童発達支援基本決定（難聴児（医ケアⅢ））	障害児（重症心身障害児を除く）の場合 ・ロ（1）（一）医療的ケア児（32点以上）の場合 ・ロ（1）（二）医療的ケア児（16点以上）の場合 ・ロ（1）（三）医療的ケア児（3点以上）の場合 ・ロ（1）（四）（一）から（三）以外の場合
75					61A000：児童発達支援基本決定（重症心身障害児（医ケアⅠ））	重症心身障害児の場合 ・ハ
76					61B000：児童発達支援基本決定（重症心身障害児（医ケアⅡ））	重症心身障害児の場合 ・ハ
77					61C000：児童発達支援基本決定（重症心身障害児（医ケアⅢ））	重症心身障害児の場合 ・ハ

※ 共生型事業所の場合は、体制等状況一覧表の「施設等区分」、「経過措置対象区分」、「主たる障害種別」、「未就学児等支援区分」の区分の設定に関係なく、「二」の報酬を算定する。
基準該当事業所の場合も同様に区分の設定に関係なく、「ホ」の報酬を算定する。

【別添2】放課後等デイサービスにおける基本報酬の整理について

放課後等デイサービスの報酬整理について

項番	事業所の体制	受給者の支給決定内容	算定する基本報酬（令和6年度報酬改定以降）
	主たる障害種別		
1	主として重症心身障害児以外を受け入れる事業所	631000：放課後等デイサービス基本決定	障害児（重症心身障害児を除く）の場合 ・イ（四）（一）から（三）以外の場合
2		632000：放課後等デイサービス基本決定（重症心身障害児）	障害児（重症心身障害児を除く）の場合 ・イ（四）（一）から（三）以外の場合
3		633000：放課後等デイサービス基本決定（医療的ケア児Ⅰ）	障害児（重症心身障害児を除く）の場合 ・イ（三）医療的ケア児（3点以上）の場合 ・イ（四）（一）から（三）以外の場合
4		634000：放課後等デイサービス基本決定（医療的ケア児Ⅱ）	障害児（重症心身障害児を除く）の場合 ・イ（二）医療的ケア児（16点以上）の場合 ・イ（三）医療的ケア児（3点以上）の場合 ・イ（四）（一）から（三）以外の場合
5		635000：放課後等デイサービス基本決定（医療的ケア児Ⅲ）	障害児（重症心身障害児を除く）の場合 ・イ（一）医療的ケア児（32点以上）の場合 ・イ（二）医療的ケア児（16点以上）の場合 ・イ（三）医療的ケア児（3点以上）の場合 ・イ（四）（一）から（三）以外の場合
6		636000：放課後等デイサービス基本決定（重症心身障害児（医ケアⅠ））	障害児（重症心身障害児を除く）の場合 ・イ（三）医療的ケア児（3点以上）の場合 ・イ（四）（一）から（三）以外の場合
7		637000：放課後等デイサービス基本決定（重症心身障害児（医ケアⅡ））	障害児（重症心身障害児を除く）の場合 ・イ（二）医療的ケア児（16点以上）の場合 ・イ（三）医療的ケア児（3点以上）の場合 ・イ（四）（一）から（三）以外の場合
8		638000：放課後等デイサービス基本決定（重症心身障害児（医ケアⅢ））	障害児（重症心身障害児を除く）の場合 ・イ（一）医療的ケア児（32点以上）の場合 ・イ（二）医療的ケア児（16点以上）の場合 ・イ（三）医療的ケア児（3点以上）の場合 ・イ（四）（一）から（三）以外の場合
9	主として重症心身障害児を受け入れる事業所	631000：放課後等デイサービス基本決定	障害児（重症心身障害児を除く）の場合 ・イ（四）（一）から（三）以外の場合
10		632000：放課後等デイサービス基本決定（重症心身障害児）	重症心身障害児を行う場合 ・ロ（1） ・ロ（2）
11		633000：放課後等デイサービス基本決定（医療的ケア児Ⅰ）	障害児（重症心身障害児を除く）の場合 ・イ（三）医療的ケア児（3点以上）の場合 ・イ（四）（一）から（三）以外の場合
12		634000：放課後等デイサービス基本決定（医療的ケア児Ⅱ）	障害児（重症心身障害児を除く）の場合 ・イ（二）医療的ケア児（16点以上）の場合 ・イ（三）医療的ケア児（3点以上）の場合 ・イ（四）（一）から（三）以外の場合
13		635000：放課後等デイサービス基本決定（医療的ケア児Ⅲ）	障害児（重症心身障害児を除く）の場合 ・イ（一）医療的ケア児（32点以上）の場合 ・イ（二）医療的ケア児（16点以上）の場合 ・イ（三）医療的ケア児（3点以上）の場合 ・イ（四）（一）から（三）以外の場合
14		636000：放課後等デイサービス基本決定（重症心身障害児（医ケアⅠ））	重症心身障害児を行う場合 ・ロ（1） ・ロ（2）
15		637000：放課後等デイサービス基本決定（重症心身障害児（医ケアⅡ））	重症心身障害児を行う場合 ・ロ（1） ・ロ（2）
16		638000：放課後等デイサービス基本決定（重症心身障害児（医ケアⅢ））	重症心身障害児を行う場合 ・ロ（1） ・ロ（2）

※ 共生型事業所の場合は、体制等状況一覧表の「主たる障害種別」の区分の設定に関係なく、「ハ」の報酬を算定する。
基準該当事業所の場合も同様に区分の設定に関係なく、「ニ」の報酬を算定する。